

平成 19 年度 産地づくり計画書

田原市水田農業推進協議会

1 共通事項

( 1 ) 本協議会の範囲

田原市全域とする。

( 2 ) 助成対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。）

8 月 1 日において、かい廃等が行われていないかどうか。

( 3 ) 生産調整実施者の確認方法

本協議会の現地確認又は農業共済組合から提供された情報

( 4 ) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局消費・安全部地域第二課から提供された情報

( 5 ) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全てを満たす場合における取扱い

一番単価の高いものにつき 1 回限り交付するものとする。二作栽培した場合も 1 回限り交付するものとする。

また、新需給調整システム定着交付金助成事業については、水田農業構造改革交付金（産地づくり交付金）の交付対象となった水田において、上乘せて交付する。

( 6 ) その他の共通事項

- ・ 該当年度に水稻の作付（生産調整方針の運用に関する要領第 6 の 2 に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）を行わない水田 1 枚を単位として作付され、助成水田は田状態であること。
- ・ 全作業受託等の場合受委託契約書の写し
- ・ 協議会をまたがって耕作している者の取扱いについて、申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、隣接する市町にあっては本協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は該当水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その地域協議会から依頼を拒否された場合は該当水田は助成対象から除外するものとする。
- ・ 作付面積及び規模要件は、実測、土地登記簿等の公的資料との照合等
- ・ 奨励作物助成、転作作物作付け助成、新需給調整システム定着交付金事業については耕作者に対して助成する。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協議 会からの配分 額	活 用 額				
			産地づくり事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業	担い手集積加 算事業
				稲作構造改革 促進事業分	担い手集積加 算事業分		
産地づくり交付金		3,230,000	3,230,000				
稲作構造 改革促進 交付金	基本部分	446,000		0		446,000	0
	担い手集 積加算	0			0		0
計		3,676,000	3,230,000	0	0	446,000	0

記入上の注意

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

( 2 ) 用途ごとの活用計画

( 単位 : h a、円、円 / 1 0 a )

用途 の分類 (記号 番号)	助成金の用途の名称	助成対象 面積	活 用 額				計	助成 単価	支払 時期	備考	
			産地づくり事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業					担い手集積加 算事業
				基本部分から の活用額	担い手集積加 算からの活用 額						
3 1 1	転作作物作付助成( 田原市奨励作物助成 )		2,841,000	0	0		2,841,000	別紙	3月		
7 D 3	協議会運営費		389,000	0	0		389,000		6月		
	米価下落等の補てん ( 基本部分 )	10ha				446,000	446,000		3月		
	米価下落等の補てん ( 担い手集積加算 )										
							0	0			
							0	0			
	計		3,230,000	0	0	446,000	3,676,000				

記入上の注意

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（田原市奨励作物助成）
使途の分類 （記号番号）	3 1 1
具体的内容 〔支出の項目〕	農業者が、麦、大豆、飼料作物、ナタネ、菜の花、キャベツ、ブロッコリー及びレタスを一定の条件のもと作付した場合に、定額助成を行う。
効果	各作物を作付することにより、田原市水田農業ビジョンに掲げた各作物作付の目標達成に資する。また、転作作物を助成することで、生産調整の推進に資するだけでなく、露地野菜の主要産地であるこの地域の産地強化に資する。
助成要件 〔支出の対象〕	<p>交付者対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は、農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規程の定めがあるものに限る。）以下「農業者等」という。）</li> <li>・法人格を有しない生産団体に交付する場合であっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が該当構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。</li> <li>・作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者等であっても、水稲の作付（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として取り扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、助成対象者となり得る。 同様に集荷円滑化対策の拠出を行っていない農業者等であっても、水稲の作付（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として取り扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合、助成対象者となり得る。</li> <li>・水田農業構造改革対策実施要領第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付している農業者又は全作業受託等により作物作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。なお、実際の耕作者とは次のア及びイをすべて満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する農業者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。</li> <li>イ 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、</li> </ul> </li> </ul>

	<p>権原を有する農業者等と実際の耕作者との間であらかじめ利用権設定がなされていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付対象者が入作者である場合にあっては、本協議会の定める助成要件、確認方法、助成水準により交付金を交付するものとする。</li> </ul> <p>交付対象作物  対象とする作物は、麦、大豆、飼料作物（青刈りとうもろこし、イタリアンライグラス、ソルガムに限る。）、ナタネ（キザキノナタネ）、菜の花、特例作物（キャベツ、ブロッコリー、レタスに限る。）とする。</p> <p>また、通常の収穫を挙げ得るに必要な栽培密度があるとともに通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <p>転作要件  田状態で上記作物を1品目当たり合計で10a以上作付けしていること。</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麦、大豆については、共同調製施設を通じて出荷していること。</li> <li>・ 飼料作物については、利用計画書及び耕種農家に提供する場合は、供給契約が作成されていること。</li> <li>・ ナタネに関しては、種子代のわかる書類の写しを提出すること。</li> <li>・ ナタネについては、作業日誌及びNPO法人田原菜の花エコネットワークへの刈取り依頼書を作成すること。</li> <li>・ 本協議会が定める助成要件を満たし、本市農業者が耕作する水田が出作地である場合にあっては、本協議会の定める確認方法、助成水準により交付金を交付するものとする。</li> </ul>								
<p>確認方法</p>	<p>通常の肥培管理が行われていること。及び主食用水稲の作付けが行われていないこと。</p> <p>現地見回り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5月中旬頃：麦</li> <li>6月末：飼料作物</li> <li>7月中旬頃：水稲（作付けが行われていないこと）</li> <li>9月中旬頃：大豆</li> <li>10月：ブロッコリー、レタス</li> <li>11月：キャベツ</li> <li>2月：ナタネ、菜の花</li> </ul> <p>その他の確認</p> <p>共同調製施設利用実績（利用明細の写し）</p> <p>飼料作物は、利用供給計画及び供給する場合は供給契約書</p> <p>種子代のわかる書類の写しの確認</p> <p>ナタネについては、作業日誌及びNPO法人田原菜の花エコネットワークへの刈取り依頼書の確認</p> <p>水稲作付可能な田であることの確認（水を張れる水田状態であることを現地にて確認）</p> <p>実際の耕作者の確認。（確認方法については作業受託等の場合、受委託契約書の確認、利用権を設定している場合は利用権を設定していることがわかる書類等で確認。）</p> <p>作業日誌については、麦・大豆・ナタネのみ必要</p>								
<p>助成水準  [ 積算根拠 ]  ( 助成額の算定方法 )</p>	<table border="0"> <tr> <td>麦・大豆・飼料作物の作付</td> <td>35,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>ナタネの作付</td> <td>40,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>菜の花の作付</td> <td>21,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>特例作物（キャベツ）</td> <td>20,000円/10a</td> </tr> </table>	麦・大豆・飼料作物の作付	35,000円/10a	ナタネの作付	40,000円/10a	菜の花の作付	21,000円/10a	特例作物（キャベツ）	20,000円/10a
麦・大豆・飼料作物の作付	35,000円/10a								
ナタネの作付	40,000円/10a								
菜の花の作付	21,000円/10a								
特例作物（キャベツ）	20,000円/10a								

	特例作物（ブロッコリー、レタス） 32,000円/10a
単価調整の方法	ただし、交付申請額の合計が、交付予定額を上回る場合は、交付申請額の合計額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行うこととする。 調整後の単価 = 調整前の単価 × (助成総額 - 協議会運営費) / 交付申請額の合計額

助成金の使途の名称	協議会運営費
使途の分類 (記号番号)	7D3
具体的内容 [支出の項目]	・謝金、旅費、事務等経費 協議会の運営を行うために必要な経費、協議会活動に係る旅費、各農家に配布する資料等にかかる経費等について助成を行う。
効果	協議運営費を活用することにより、適切な助成金の交付及びビジョンの進行管理等効率的な協議会運営の執行が図られることで、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進に資する。
助成要件 [支出の対象]	謝金：田原市水田農業推進協議会出席謝金 旅費：全県会議の出席に係る旅費等協議会の活動に係る旅費 事務等経費：通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、会議費
確認方法	謝金：会議開催通知、受領書 旅費：旅行命令票、復命書 事務等経費：領収書、成果品
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<p><u>協議会運営費 389,000 円</u></p> <p><u>1 謝金 133,000 円</u> ・ 9,500 円 (田原市報償費基準) × 7 人分 × 2 回 = 133,000 円</p> <p><u>2 旅費 52,500 円</u> ・ 県会議等：4,820 円 (田原市旅費基準) × 5 回 = 24,100 円 5,680 円 (田原市旅費基準) × 5 回 = 28,400 円</p> <p><u>3 事務等経費 203,500 円</u></p> <p>1) 印刷製本費 ・ 推進協議会等資料印刷費：20,000 円 【(田原市基準) 4 円 × 5,000 枚】 ・ 啓発用資料印刷費：65,000 円</p> <p>2) 通信運搬費 ・ 切手等郵送料：12,000 円 【80 円 × 150 枚 = 12,000 円】 ・ 電話料金代：12,000 円 ・ 口座振込手数料：4,000 円 【500 円 × 8 回 = 4,000 円】</p> <p>3) 消耗品費 ・ コピー用紙代：10,000 円 【(田原市基準) 2 円 × 5,000 枚】 ・ 事務用品等：60,500 円 【事務用物品 40,500 円】 【ファイル 20,000 円】</p> <p>4) 会議費 ・ お茶等：20,000 円 【100 円 × 200 本 = 20,000 円】</p>

<p>単価調整の方法</p>	<p>【当初計画より実績が増加した場合】 協議会構成団体の助成金により不足分を補う。</p>
----------------	--

記入上の注意

- 1 「(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」については、各使途ごとに作成すること。
- 2 助成金の使途の名称の欄は、産地づくり事業に産地づくり特別加算事業を上乗せで実施する場合は、地域協議会が実施する使途の名称の後に、【産地づくり特別加算事業分】と記入すること。
- 3 使途の分類の欄には、交付金の使途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入にあたっては、別表の区分に従い対応する記号番号（1つの助成金の使途の名称に複数の使途の分類記号番号で区別される内容が含まれている場合は、原則として複数の記号番号）を記入すること。
- 4 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。（協議会自らの活動に要する経費か、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明記すること。さらに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となる得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。）  
 なお、産地づくり特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする使途には活用できない。また、産地づくり特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地づくり事業の担い手への育成に視する使途に限定されていることに留意すること。
- 5 効果の欄は、当該使途の種類に活用した際に得られる効果が、
  - (1) 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
  - (2) 使途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適切かどうか
  - (3) 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうか
 といった観点から記入すること。  
 また、使途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適切かどうかを明確に記入すること。
- 6 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類（別紙11の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。）とその具体的な内容を記入すること。
- 7 [ ] は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営費に係る経常的な経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。
- 8 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「(1) 総括表」及び「(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」にその旨明記すること。



(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	稲作構造改革促進事業
助成要件	<p>助成対象者 生産調整実施者かつ集荷円滑化対策の抛出者のうち本年産の米穀の作付けを行なっている者。 ただし、品目横断的経営安定対策に加入者している者は除く。</p> <p>助成対象水田 共通事項の(2)助成の対象となり得る水田に記載されている対象水田のうち、上記の助成対象者が、作付確定面積の範囲内で主食用等水稻の作付けを行った水田。</p>
確認方法	<p>助成対象者 共通事項の(3)及び(4)により確認 品目横断的経営安定対策に加入していないことについては、東海農政局地域第二課、本人等へ確認</p> <p>助成対象水田 共通事項(2)助成の対象となり得る水田により確認</p>
助成水準	<p>水稻作付け 10 a 当り 4,000 円 (この額は上限であり、補てん単価は、下記の補てん単価の算出方法、単価調整の方法に基づき算出する)</p>
基準収入及び 当年産収入の算出方法	<p>(1) 基準収入の算出方法及び算出額 基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村(以下「市町村」という。)ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。 の各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。 ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収(農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収)とする。 の米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引とする。以下同じ。)又は特定取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。)のうち早場米を対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。)について、センターが公表した</p>

	<p>入札取引された各銘柄の価格（包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあつては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。）を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格（以下「年産平均価格」という。）を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあつては当該1銘柄についての年産平均価格とする。）とする。</p> <p>ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。</p> <p>なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあつては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>(2) 当年産収入の算出方法  当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の及びに準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法  （補てん額の算出方法）</p>	<p><math>(\text{基準収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9</math> が  助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価  助成水準を下回る場合は、「<math>(\text{基準収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9</math>」  が補てん単価  営農計画書に記載された主食用等水稻作付面積に10a当りの補てん単価を乗じることにより算出する。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × {当初の助成水準の設定の際に推定した面積 / 営農計画書による面積}</p>

記入上の注意

「(イ) 稲作構造改革促進事業」及び「(ウ) 担い手集積加算事業」の「基準収入」及び「当年産収入」の算定方法の欄は、都道府県協議会が定める稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についての基準収入及び当年産収入の算出において使用するデータ以外の客観的なデータを使用する場合は、そのデータの算出根拠がわかる資料を添付すること。

### 3 新需給調整システム定着交付金助成事業

#### (1) 総括表

用途の区分及び用途の名称	作目等区分	員数	単価	金額 (円)	備考
2 地域振興作物の振興に関する用途	キャベツ	8.975ha	12,000円以内/10a	1,077,000	
3 その他意欲的な生産調整に関する用途	景観形成作物	2ha	10,000円以内/10a	200,000	
	合計			1,277,000	

(注) 員数の欄には、金額を算出する基となる面積、数量等の数値と単位を記入すること。

#### (2) 用途ごとの内容

用途の名称	地域振興作物の振興に関する用途
作物等区分	キャベツ
具体的内容	当該年度に水田1枚を単位として水稻の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取組を行う農業者に対する助成を実施する。
効果	キャベツは田原市の奨励作物であり、また、地域の水田農業者にとって生産調整を意欲的に取り組みたいと思える転作作物である。また、キャベツの作付により耕作放棄地の減少も図れる。
助成の要件	<p>交付者対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は、農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規程の定めがあるものに限る。）以下「農業者等」という。）</li> <li>法人格を有しない生産団体に交付する場合であっては当該生産集団の構成員全員的水稻作付面積（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が該当構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。</li> <li>作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者等であっても、水稻の作付（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として取り扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、助成対象者となり得る。</li> </ul>

	<p>同様に集荷円滑化対策の抛出を行っていない農業者等であっても、水稻の作付（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として取り扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者抛出金が0円となる場合、助成対象者となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田農業構造改革対策実施要領第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付している農業者又は全作業受託等により作物作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。なお、実際の耕作者とは次のア及びイをすべて満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する農業者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。</li> <li>イ 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることに ついて、権原を有する農業者等と実際の耕作者との間であらかじめ利用権設定がなされていること。</li> </ul> </li> <li>・交付対象者が入作者である場合にあっては、本協議会の定める助成要件、確認方法、助成水準により交付金を交付するものとする。</li> </ul> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度に水稻の作付けを行わない水田で、合計10a以上のキャベツの作付けがあること。</li> <li>・通常の収穫をあげるのに十分な状態で栽培されていること。</li> <li>・本助成金は、水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）本体分の交付対象となった水田において、地域特例作物が同一年度内に栽培された場合においても、重複して交付する。</li> </ul>
<p>確認方法</p>	<p>通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稻の作付けが行われていないこと。</p> <p>現地見回り</p> <p>7月中旬頃：水稻（作付けが行われていないこと）</p> <p>11月：キャベツ</p>
<p>助成水準 （助成額の算定方法）</p>	<p>10a当たり12,000円以内</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう助成単価の調整を行う。</p> <p>調整後の助成単価 = 40,000千円 / 交付申請額の合計 × 12,000円</p>

用途の名称	その他意欲的な生産調整に関する用途
作物等区分	景観形成作物
具体的内容	景観形成作物（菜の花、コスモス、ヒマワリ、レンゲ（景観形成用））を作付けした場合、作付面積に応じて、作付けを行なった農業者、農業者団体に対して、定額助成を行なう。
効果	各作物を作付することにより、地域水田農業ビジョンに掲げた各作物作付の目標達成に資する。また、遊休地対策の一環として、田原菜の花エコプロジェクトを推進しているなかで、耕作放棄地の減少を図れ、意欲的な生産調整に対し非常に効果的である。
助成の要件	<p>交付者対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は、農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規程の定めがあるものに限る。）以下「農業者等」という。）</li> <li>・法人格を有しない生産団体に交付する場合であっても当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が該当構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。</li> <li>・作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者等であっても、水稲の作付（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として取り扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、助成対象者となり得る。 同様に集荷円滑化対策の拠出を行っていない農業者等であっても、水稲の作付（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として取り扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合、助成対象者となり得る。</li> <li>・水田農業構造改革対策実施要領第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付している農業者又は全作業受託等により作物作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。なお、実際の耕作者とは次のア及びイをすべて満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する農業者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。</li> <li>イ 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることにについて、権原を有する農業者等と実際の耕作者との間であらかじめ利用権設定がなされていること。</li> </ul> </li> </ul> <p>・交付対象者が入作者である場合にあっては、本協議会の定め</p>

	<p>る助成要件、確認方法、助成水準により交付金を交付するものとする。</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の栽培管理が行われていること。</li> <li>・種子代のわかる書類の写しを提出すること。</li> <li>・本協議会が定める助成要件満たし、本市農業者が耕作する水田が出作地である場合にあっては、本協議会の定める確認方法、助成水準により交付金を交付するものとする。</li> </ul>
確認方法	<p>通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稲の作付けが行われていないこと。</p> <p>現地見回り</p> <p>7月中旬頃：水稲（作付けが行われていないこと）</p> <p>7月中旬頃：コスモス、ヒマワリ、レンゲ</p> <p>2月頃：菜の花</p>
助成水準 （助成額の算定方法）	10a当たり10,000円以内
単価調整の方法	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう助成単価の調整を行う。</p> <p>調整後の助成単価</p> <p>= 40,000千円 / 交付申請額の合計 × 10,000円</p>

#### 記入上の注意

- 1 「(1)総括表」の「1大幅な超過達成に関する用途」及び「3その他意欲的な生産調整に関する用途」の区分及び用途の名称の欄の記入については、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金助成の活用方針の具体的な活用計画の用途の区分1つにつき、原則としてそれぞれ1つまで選択できる。
- 2 「(1)総括表」の活用の区分の「2地域振興作物の振興に関する用途」を選択する場合において、作物等区分欄の記入については、都道府県協議会が定める作物等区分から選択すること。また、複数設定した場合は、枝番号をつけて区分すること。
- 3 新需給調整システム定着交付金助成事業の用途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとにその他意欲的な生産調整の取組の用途を複数設定した場合は、活用の区分の欄に枝番号を付けて区分するとともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。
- 4 「(2)用途ごとの内容」は、「(1)総括表」の用途の名称ごとに作成するものとし、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金助成の活用方針の具体的な活用計画を参照しつつ、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。
- 5 効果の欄は、当該用途に助成金を活用した際に得られる効果が、当該地域協議会（3の場合は旧市町村、旧地域協議会又は区域ごとに）における生産調整への意欲的な取組の助長にどのように寄与しているのかといった観点から記入すること。